

雑誌スポンサー制度について

浜松市立中央図書館

「雑誌スポンサー制度」とは

浜松市立図書館の新たな図書館資料を確保し、市民への図書館利用サービスの向上を図るため、図書館の雑誌カバー及び雑誌架を民間事業者等の広告媒体として提供し、その事業活動を促進するとともに、雑誌の購入代金を負担していただく制度です。

これにより提供いただいた雑誌の「最新号」のカバーと雑誌架に、提供スポンサーの名称を表示し、カバーの裏面と雑誌架に広告を掲示するものです。

「雑誌スポンサー制度」の概要

1 スポンサー申出者に、図書館が作成した「提供希望雑誌リスト」から提供雑誌を選択していただき、併せて提供する図書館を選択していただきます。リスト以外の雑誌の提供は、中央図書館長が図書館資料として適当と判断した場合に認められます。

雑誌は、複数冊選択することが可能です。（選択数に制限はありません。）

2 スポンサーには、雑誌の購入代金を負担していただきます。（雑誌の調達は図書館が行います。）

3 提供いただいた雑誌の「最新号」のカバー表面と雑誌架に、提供スポンサーの名称を表示し、カバーの裏面と雑誌架にはスポンサーが作成した広告を掲示します。

4 提供いただいた雑誌を図書館の雑誌コーナーに配架して利用に供します。

雑誌の配架場所及び位置は、提供を受けた図書館が決定します。

スポンサー名（雑誌表面・雑誌架）の表示

大きさ

縦4cm 横13cm以内、地色は白色

貼付位置

- ・最新号カバー中央より下部
- ・雑誌架の雑誌配架位置中央より下部

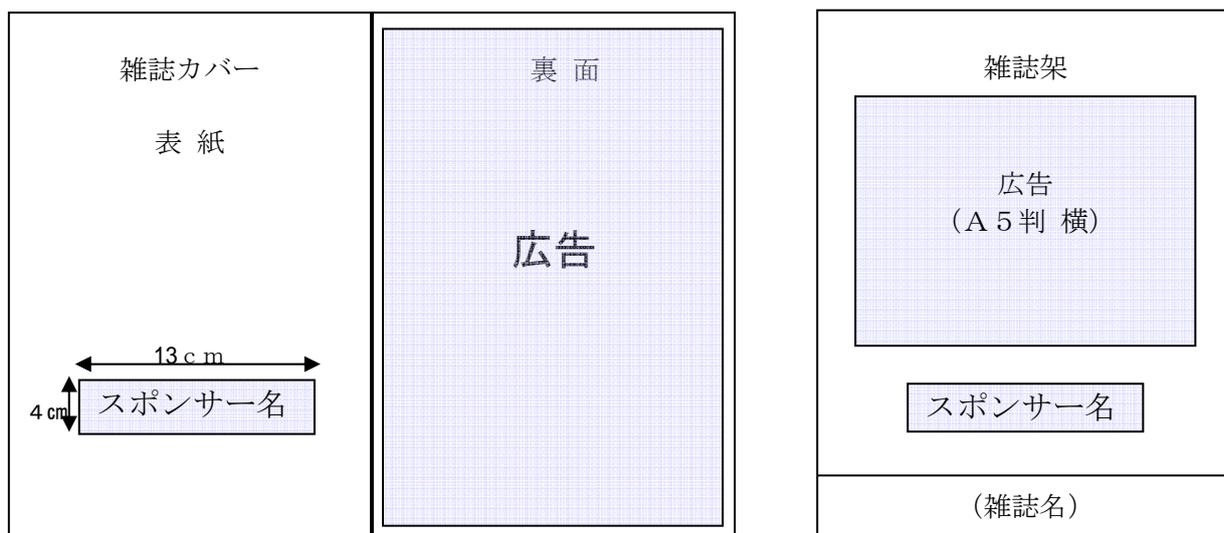
その他

- ・スポンサー名の下に、雑誌スポンサー制度により提供された雑誌である旨を記載します。

◆広告（雑誌裏面・雑誌架）の掲示

規 格	・ 雑誌カバー用 カバーの縦横の寸法未満 ・ 雑誌架用 A 5 判横
表示位置	・ 雑誌カバー裏面及び雑誌架の雑誌配架位置中央部
そ の 他	広告はスポンサーが作成

規格及び貼付位置は、雑誌及び雑誌架の大きさ等により調整することがあります。



雑誌スポンサー及び広告対象

雑誌スポンサーは、企業・商店・団体等で、個人は除きます。また、本市の広告掲載基準第4条に該当する業種又は事業者に係るものは対象としません。

広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、本市の広告掲載要綱第4条及び広告掲載基準第5条各号に該当するものは対象としません。

申込方法

雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に必要事項を記入のうえ、電子メール、郵送、ファクシミリ又は中央図書館まで持参してください。

添付書類

- ・ 広告図案
- ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）

申込期限

中央図書館の開館日に、随時受け付け致します。（受付は中央図書館のみです。）

受付時間 午前9時00分から午後6時00分まで
（休館日を除きます。）

掲載期間等 相談・協議のうえ決定します。

その他 一度契約をいただければ、次年度以降は継続が可能です。

問合せ先 浜松市立中央図書館 電話 053-456-0234
E-mail: chuo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

広告等の審査

浜松市広告審査委員会で審査し、可否を決定します。

広告掲載基準をご確認のうえ、お申込みください。

抽選等

提供先図書館への同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、提供希望期間が長い申込みを優先し、提供希望期間が同じ場合は抽選とします。

契約

雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は、覚書（第3号様式）により契約を締結します。

購入代金の支払方法

提供していただく雑誌代金の支払は、浜松市が指定する納入業者に直接お支払いいただきます。

- ・支払いは、一括先払いとします。ただし、納入業者が了承した場合は、これ以外の方法での支払いも可とします。
- ・振込手数料は、スポンサーの負担となります。
- ・スポンサーが提供する雑誌が休刊等した場合は、浜松市と協議の上、別の雑誌に広告を掲出いたします。

雑誌提供の中止

雑誌スポンサーが、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2月前までに、雑誌の提供中止届（第5号様式）を提出してください。（次年度以降の提供中止を希望される場合も必ずご提出ください。）